

# 平成20年度 座間市民意識調査から

座間市では、様々な分野について意識調査をしてきております。今回はその一部「男女共同参画について」の調査結果について記載しています。

## 「男は仕事、女は家庭」といった考え方について（回答は1つだけ）

回答	平成16年	平成20年	全国
賛成	12.9%	27.2%	39.6%
反対	47.0%	58.0%	39.7%
どちらともいえない	36.4%	13.1%	20.7%

※「どちらかといえば賛成・反対」を含めた%で示した「全国」は平成21年9月内閣府調査

内閣府の調査では、賛成・反対がほぼ同数でした。賛成・反対の理由で多かったのは、次の通り。

〈賛成派〉「子どもの成長にとって良いと思うから」「役割分担した方が効率が良いと思うから」

〈反対派〉「男女ともに仕事と家庭に関わる方が、各個人、家庭にとって良いと思うから」

では、座間市の場合をみてみましょう。

## 「賛成」と回答した理由

理由	16年	20年
子供を育てるには家庭にいた方が良いから	44.7%	60.2%
男女それぞれ生まれつきの特性だから	29.8%	18.1%
従来の経験や習慣だから	17.6%	12.7%
女性は仕事を持って不利な条件におかれるから	5.3%	2.7%
その他	5.3%	2.1%

## 「反対」と回答した理由

理由	16年	20年
従来の経験や習慣では、おしはかれない状況となっているから	36.2%	32.7%
現在、仕事の面でも活躍している女性が多くなったから	20.9%	26.9%
生まれつき男女の役割は決められているものではないから	22.0%	23.9%
仕事を持つことは当たり前のことだから	12.3%	10.3%
一般に、家事時間が減って自由時間が増えたから	1.8%	3.4%
その他	3.1%	0.8%

また、配偶者、恋人などから、身体的・心理的・性的暴力を受けた経験について聞いています。

### ①身体的暴力

	全体	男性	女性
何度もあった	2.2%	0.9%	3.3%
1、2度あった	7.4%	4.7%	9.7%
まったくない	82.9%	86.4%	80.2%
無回答	7.5%	8.0%	6.8%

### ②心理的暴力

	全体	男性	女性
何度もあった	6.2%	2.7%	9.1%
1、2度あった	10.3%	9.1%	11.5%
まったくない	76.4%	80.8%	72.9%
無回答	7.1%	7.4%	6.5%

### ③性的暴力

	全体	男性	女性
何度もあった	1.9%	0.5%	3.0%
1、2度あった	3.4%	0.9%	5.6%
まったくない	86.1%	89.8%	83.2%
無回答	8.6%	8.7%	8.2%

※市民意識調査の詳細結果についてはこちらをご覧ください  
<http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1244704955871/index.html>

## 暴力の形態 チェックしてみましょう

一口に「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

### 身体的なもの

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力行使するもの。刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

■平手でうつ	■髪をひっぱる
■足でける	■首をしめる
■身体を傷つける可能性のある物でなぐる	■腕をねじる
■げんこつでなぐる	■引きずりまわす
■刃物などの凶器をからだにつきつける	■物をなげつける

### 精神的なもの

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。精神的な暴力については、その結果、PTSD（外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

■大声でどなる
■「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う
■実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする
■何を言っても無視して口をきかない
■人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
■大切にしているものをこわしたり、捨てたりする
■生活費を渡さない
■外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりする
■子どもに危害を加えるといっておどす
■なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかす

### 性的なもの

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。

■見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる	■中絶を強要する
■いやがっているのに性行為を強要する	■避妊に協力しない

（注：例示した行為は、相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてが配偶者暴力防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限りません。）

※引用 内閣府男女共同参画局 配偶者からの暴力被害支援情報  
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

## 育児・介護休業法が、改正されます！

スの実現など

の実現

苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みや過料の創設

平成二十一年六月二十四日、改正育児・介護休業法が国会で成立しました。少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、次のように改正されます。ポイントには次の四点が示されています。

①子育て期間中の働き方の見直し  
 ○子育て期間中の働き方の見直しとして、短時間勤務制度（一日六時間の義務化など）の義務化などができる働き方ができる働き方

②父親も子育てができる働き方  
 ○父親も子育てができる働き方ができる働き方

③仕事と介護の両立支援  
 ○仕事と介護の両立支援

④企業への罰則  
 ○企業への罰則

⑤改正のポイント1  
 子育て期間中の働き方の見直し

⑥改正のポイント2  
 父親も子育てができる働き方

⑦改正のポイント3  
 仕事と介護の両立支援

⑧改正のポイント4  
 企業への罰則

○三歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（一日六時間）を設けることを事業者の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する

○子どもの看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が一人であれば年五日（現行と同じ）、二人以上であれば年十日）

○三歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（一日六時間）を設けることを事業者の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する

○介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が一人であれば五日、二人以上であれば、年十日）

○父母がともに育児休業を取得する場合、一歳二か月（現行一歳）までの間に、一年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）

○父親が出産後八週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする

○配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができ、制度を廃止する

○苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する

○報告に従わない場合の公表制度および報告を求めた場合に報告をせず、または虚偽の報告をした者に対する過料を創設する

